

令和2年3月30日

(照 会 先)

地域医療推進室

076-225-1407 内線 4102 山口

大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する 基本協定の締結について

1. 概 要

大規模災害時に各県のドクターヘリが迅速かつ効果的な連携のもと活動ができるよう、中部ブロック各県との間で協定を締結します。

2. 協定の背景

東日本大震災等の経験を踏まえ、国は各都道府県に対し、大規模災害時の運用体制をブロック圏単位で構築するよう通知（平成28年12月）。

今般、中部ブロックにおいて、各県の協定準備が整ったため、各県合意のもと協定を締結した。

3. 協定の内容

締結県	石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
内 容	(平 時) 連絡会議を設置し、災害時に必要となる情報を事前共有 (災害時) ドクターヘリの応援を必要とする被災県は、 ・ 派遣調整を行う「連絡担当基地病院 [※] 」へ依頼 ・ 調整がなされた後、「応援出動県」へ派遣要請 → [※] 中部ブロックの連絡担当基地病院は、 国の指定により「聖隷三方原病院(静岡県)」
メリット	・ 大規模災害時、被災県の要望に応え、必要な機数のドクターヘリが円滑に参集することが可能。 ・ 適切な情報収集・共有により、災害地付近の道路や救急病院が被災した場合であっても、ヘリコプターはその機動力を活かした初期活動（医療従事者の現場投入、患者の救急搬送）が可能。